

土壌汚染状況調査

Q8

3,000 m²以上の届出義務の対象となる「土地の形質の変更」とはどのような行為ですか？

また、3,000 m²以上の土地の形質変更の際、届出は誰が行うのですか？

3,000 m²以上の土地の形質の変更を行おうとする場合には、工事に着手する 30 日前までに都道府県知事へ届け出る義務があります。土壌汚染対策法の4条1項で規定されていることから、「4条申請」と呼ばれることがあります。

4条申請における「土地の形質の変更」とは、土壌の掘削と盛土を指します。したがって、掘削面積と盛土面積を合わせて 3,000 m²以上となる場合に、届出が必要となります。ただし、以下の①から④に該当する場合については届出不要です。また、3,000 m²以上にわたって盛土のみを行う場合については、以下の①に該当しますので届出は不要です。

- ① 土地の形質を変更する範囲外への土壌の搬出や飛散、流出を伴わない深さ 50cm 未満の土地の形質の変更
- ② 土地の形質を変更する範囲外への土壌の搬出を伴わない通常の農作業
- ③ 土地の形質を変更する範囲外への土壌の搬出を伴わない林業用の作業路網の整備
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

なお、市街地再開発や高速道路の建設をはじめ規模が大きい開発行為等については、工区や開発時期を分けて工事や開発を実施することが少なくありません。これらについては、まとめてひとつの土地の形質の変更として取り扱うことが望ましいとされていますが、事業計画や目的、開発時期、開発主体等により、個別のケースごとに異なってくる可能性があるものと考えられます。

4条申請の届出義務の対象となっているのは「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には土地の形質の変更の施行計画の内容を決定する者になります。

土地の形質の変更に関しては、土地所有者、開発業者、施工業者等多数の関係者が関与することになりますが、例えば、土地所有者と土地を借りて開発行為を行う開発業者とでは開発業者に届出義務があるとされています。また、工事の発注者と受注者の関係では施工計画の内容を決定する責任を有する限り発注者に届出義務があるとされています。